

茨城工業高等専門学校入学者選抜に関する規則

〔昭和56年7月3日〕
制 定

(総則)

第1条 茨城工業高等専門学校学則第17条、第18条、第25条第2項及び第43条の規定に基づく入学者の選抜に関する事項は、この規則の定めるところによる。

(設置)

第2条 茨城工業高等専門学校に、入学者選抜に関する基本的事項を審議するため、入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 入学者の募集及び選抜方法に関すること。
- (2) 学力検査、面接及び適性試験の在り方に関すること。
- (3) 合格者の選抜方針に関すること。
- (4) 入学者の決定に関すること。
- (5) 入学試験に関する各種担当者の選出に関すること。
- (6) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (7) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (8) その他入学者選抜に関する必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（総務主事）、副校長（教務主事）、副校長（学生主事）及び副校長（寮務主事）
- (3) 副校長（専攻科長）
- (4) 国際創造工学科長、各系長及び各部長
- (5) 各コース主任
- (6) 事務部長

第4条の2 前条の規定にかかわらず本科入学者選抜に関する事項を審議する場合は、次に掲げる者を委員として加える。

- (1) 副教務主事及び教務主事補
- (2) その他校長が認めた者

第4条の3 第4条の規定にかかわらず専攻科入学者選抜に関する事項を審議する場合は、次に掲げる者を委員として加える。

- (1) 副専攻科長
- (2) その他校長が認めた者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副校長（教務主事）がその職務を代行する。
(委員会の事務)

第6条 委員会における事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和56年7月3日から施行し、昭和56年7月1日から適用する。
- 2 茨城工業高等専門学校入学者選抜についての懇談会要綱（昭和54年5月10日制定）は、廃止する。
- 3 茨城工業高等専門学校入学試験臨時委員会規則（昭和55年9月24日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校専攻科入学者選抜に関する規則（平成14年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年8月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年12月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年5月16日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成30年度から平成31年度までの第4学年編入学生選抜試験及び平成30年度第3学年編入学試験（外国人対象）の入学選抜に関する事項については、改正後の茨城工業高等専門学校入学者選抜に関する規則第4条の2の規定にかかわらず、各学科長が委員として審議する。

附 則

この規則は、令和3年3月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。